

商工会だより

第 301 号 令和 7 年 9 月

発行 / 銀の道商工会

《本 所》

〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ 308 - 6
TEL 0855-65-1110 FAX (0855)65-2346
E-mail : gin-road@kind.ocn.ne.jp

《経営支援センター》

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 837 - 1
TEL 0854-88-2513 FAX (0854)-88-4077

「夏のイベント盛大に開催！」



7月26日(土)「にまごいせ祭り」・8月9日(土)
「温泉津温泉夏祭り」が開催されました。

この両夏祭りは、地域の活性化につながればと青年部を中心に実行委員会組織による企画運営がなされ、商工会としても一大イベントのお祭りです。

「にまごいせ祭り」は、晴天に恵まれ、邇摩高校生企画イベント、ビンゴ大会、石見神楽、飲食など、この日を楽しみにしていた家族連れや若者など、多くの来場者で賑わいました。

「温泉津温泉夏祭り」は、51回目の開催。ステージでは、DJやキッズダンサーによるパフォーマンス、今年初開催の、なりきりコスプレとマッスルコンテストで会場は大盛り上がりとなりました。商工会女性部はヨーヨー釣等出店。天候不良で開催が危ぶまれていた花火ですが、打ち上げが終了するまで天候が持ちこたえてくれ、何とかお客さまに花火をお届けすることができました。



年に一度の両夏祭り。楽しみにしていいらっしゃる地域の皆さんは多く、夏夜のひとときを満喫されたものと思います。ご協賛いただいた各事業所の皆さん、大変ありがとうございました。紙面をお借りしてお礼を申し上げます。

“地域の活性化に！”と夏祭りの開催に向け一生懸命頑張っている商工会青年部を中心とした実行委員会スタッフに対し、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

スタッフの皆さん、大変お疲れ様でした！



マル経融資(日本政策金融公庫の融資制度)

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方で商工会等の長の推薦を受けた方
※小規模事業者とは常時雇用の従業員が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）の場合は5人以下）

■資金使途

経営改善に必要な事業資金（設備資金・運転資金）

■融資限度

2,000万円（無担保・無保証）

■融資利率

年2.00%（令和7年9月1日現在）

■融資期間

設備・運転資金10年以内（据置2年）

※問い合わせ先:銀の道商工会(0855-65-1110)・仁摩支援センター(0854-88-2513)

最低賃金 1,033円

島根県 令和7年11月17日から(予定)

島根地方最低賃金審議会は8月18日、島根県の最低賃金を現行の時給962円から71円(7.4%)引き上げ、同1033円とするよう島根労働局の岩見浩史局長に答申しています。厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した目安(63円)を8円上回り、現制度では最高の引き上げ額となります。

異議申し立てなどの手続きを経て11月17日に改定する見通しとされています。

従業員を抱える事業主の方は、今後、最終確定される内容のご確認をお願いいたします。

子育てや介護と仕事を両立することができ、
労働者が安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む
中小・小規模事業者等に
奨励金を支給します。



子育て・介護と 両立できる職場づくり に取り組む企業を応援します

子育て・介護と
両立しやすい職場づくり奨励金

……… 上限20万円
[1制度導入]
10万円

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

- 支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度
- 支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヵ月以内**

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

働きやすくて、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

出産後の 職場復帰に



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

2回目以降

20万円/人

10万円/人

労働者数30人以上50人未満の事業所

10万円/人

出産した労働者が、育児休業を3ヵ月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3ヵ月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。



エネルギー
コスト削減
につながる取組を行う



飲食・商業・
サービス業等を
営む中小企業を応援します



補助事業
申請受付期間 令和7年5月21日(水) - 10月7日(火)17:00まで

令和4年度・5年度・6年度に「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」を受給した方はご利用いただけません。

公募期間 令和7年5月21日(水) - 10月7日(火) ※予算の上限に達し次第終了となります

第1次締切 6月 5日(木)17:00まで 第4次締切 7月22日(火)17:00まで 第7次締切 9月 5日(金)17:00まで
第2次締切 6月20日(木)17:00まで 第5次締切 8月 6日(水)17:00まで 第8次締切 9月22日(月)17:00まで
第3次締切 7月 7日(火)17:00まで 第6次締切 8月21日(木)17:00まで 第9次締切 10月7日(火)17:00まで

補助期間 交付決定の日から、最長で令和7年12月26日まで ※交付決定後に発注した事業が対象となります

補助率 補助対象経費の1/2以内
※新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2/3以内

補助額 下限20万円～上限**200万円**

対象者 原則として島根県内に主たる事業所を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営む中小企業者等（事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・特定非営利活動法人を含む）
ただし、みなし大企業を除きます

各締切日までに
裏面の支援機関に
提出してください



お問い合わせ先

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局
TEL 0120-021-866 [電話受付時間 9:00～17:00(土日祝日除く)]
E-mail:jimukyoku@enecos2025-shimane.jp
<https://www.r7enecos.pref.shimane.lg.jp>

